

在フィリピン日本国大使館

在外選挙投票事務従事者(補助員)の募集

1. 担当事務

衆議院解散に伴い、在フィリピン日本国大使館において実施される第48回衆議院議員解散総選挙の在外公館等投票における投票事務従事者(補助員)を募集します。

投票事務従事者(補助員)は、在外選挙にあたり、公職選挙法にて定める規定にしたがって、在フィリピン日本国大使館内投票所での投票が正しく円滑に行われるため必要な事務を行います。

2. 選挙日程(予定)と勤務日

選挙日程は、以下の日程となる予定で、このうち◎について勤務していただきます。この日程は、10月10日に予定されている衆議院議員選挙公示にて、正式なものが公表されるため、それにより変更される場合がありますので、あらかじめ了承願います。

- ◎ 公示 10月10日(火)
(公示日には、選挙投票準備及び従事者訓練を行います)。
- ◎ 在外公館等投票 10月11日(水)～16日(月)
(土日を含みます)
- 日本国内における投票 10月22日(日)

3. 勤務時間

土曜、日曜を含む午前9時15分から午後5時15分までの実勤7時間30分とします(上記時間のうち、30分間は交替での昼食時間とし、実勤の対象となりません)。

4. 募集人員

若干名

5. 勤務地

在フィリピン日本国大使館2階, JICC 多目的ホール
(2627 Roxas Boulevard, Pasay City Metro Manila)

6. 採用条件

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 日本語を基本とし、日本語、英語での業務が可能であること。更にタガログ語での業務が可能であれば好ましい。
- (3) フィリピン国内での就労が許されていること。
- (4) 人名、日本国内の地名等の日本漢字の読み書きができること。
- (5) 日本の都道府県、都市を把握していること。
- (6) 在外公館等投票の経験者を優先とします。ただし、当館以外での経験の場合、その事実が判る文書等を必要とします。
- (7) 当館にて実施された在外公館等投票において、投票従事者経験のある場合、当該投票事務において重大な過誤を起こしたことがないこと。
- (8) 過去に当大使館での業務委嘱で問題を起こしたことがないこと。
- (9) 当館領事班において現在事務補助員として業務委嘱を受けている場合も、本件に応募することができます。
- (10) 本募集にて採用後、上記日程が変更になり、勤務ができなくなった等、止むを得ない事情により採用を取り消すことがあります。

契約期間中は勿論のこと、契約終了後についても、職務上知り得た情報を漏らしたり、自らの利益のために用いたりすることは禁じられています。

7. 待遇

時間給 US\$8.00。 1日当たり実勤7.5時間で、US\$60.00

なお、支給は上記時間給のみとし、交通費等追加手当はありません。出勤簿に基づいた実働時間に対し、1時間当たり8USドルを現金で、投票終了日翌日から15日以内に大使館領事窓口にてお支払いします。

8. 応募方法

下記書類を10月9日(月)午前11時までに領事窓口にて持参(期限厳守)にて提出してください。スキャナーにてPDF文書にすることが可能な場合に限り、全ての書類をカラーPDF化(A4またはLetterサイズ)し、件名を「在外選挙従事者応募」として、yasu.ise@mofa.go.jp宛てeメールの添付にて提出することができます。郵送による応募、締切り後の提出及び前述指定条件以外のeメールでの応募は、受け付けません。

(1) 履歴書

履歴書に氏名、連絡先その他の基本的な事項のほか、

- これまでに仕事として経験した事項、

- 在外公館等投票の従事者として経験した事実の詳細（選挙名称，実施年月，在外公館等投票を実施した在外公館名。ただし，当館が平成26年12月以降に実施した国政選挙については不要です），
- 応募した理由（別紙になっても差し支えありません），
- 日中に連絡可能な電話番号及び電子メールアドレスを記入して下さい。

(2) 滞在資格を証明するもの

日本国旅券の写し（顔写真ページ），フィリピンに最初に入国した際の入国スタンプの査証ページの写し，フィリピン滞在査証（現在有効なもの）及びフィリピン国内にて収入を伴う勤務が可能であることがわかる文書（査証の Category にて明白にわかる場合は省略可）の写しをそれぞれ添付して下さい。

(3) その他資格をお持ちの方

資格を証明する文書（免許証等で，資格取得年月日のわかるもの）の写しを添付して下さい。

9. 選考方法

応募書類を元に書類選考（必要に応じて，電話，eメールにて更にお伺いする場合があります）の上、10月9日午後6時までに，採用の方のみに電話にて連絡します。また、応募書類は、採用，不採用にかかわらず返却しません。

10. 照会先

在フィリピン日本国大使館 02-551-5710 内線 1436